

## 藤崎町におけるケアマネジメントに関する基本方針

### 1 介護保険法の基本理念

介護保険制度の基本理念は、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」である。（介護保険法第1条）

また、保険給付は「要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない」（同法第2条第2項）また「被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な事業所又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない」（同法第2条第3項）と定められている。

さらに、国民の努力及び義務として、「自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」（同法第4条第1項）と定められている。

### 2 ケアマネジメントの基本方針

※藤崎町指定居宅支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第2条（要約）

○ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことのできるよう配慮して行われるものでなければならない。

○ケアマネジメントは利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

○居宅介護支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

○居宅介護支援事業者は、ケアマネジメントに当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。